

## 愛知県農業水産局及び農林基盤局総合評価審査委員会設置要領運用

愛知県農業水産局及び農林基盤局総合評価審査委員会設置要領（以下「設置要領」という。）の取扱については、この運用の定めるところによる。

### 第3条（委員会の構成等）、第4条（委員の任期等）関係

学識委員が、任期途中において学識委員の職務を継続することができない事由が発生した場合は、原則として後任者を同じ機関から委嘱することとし、その任期は前任者の残任期間とする。

#### 附 則

この運用は、平成22年3月31日から施行する。

#### 附 則

この運用は、平成31年4月1日から施行する。